

令和5年度第4回 松江市社会福祉審議会 障がい者福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和6年3月11日(月) 19:00~20:30

2 場所 松江市役所 本館3階 第2常任委員会室

3 出席者

(1) 委員 出席13名、欠席2名

- ・出席：京分科会長、安部委員、小田川委員、貝谷委員、勝田委員、加藤委員、高橋委員、武田委員、長澤委員、平崎委員、深貝委員、毛利委員、森脇委員
- ・欠席：奥村副分科会長、石飛委員

(2) 事務局

- ・健康福祉部：松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長、(障がい者福祉課)有間課長、曾田係長、仲田係長、村田係長、福間係長、山本審査リーダー、三井副主任、柳浦副主任、土井副主任行政専門員、(家庭相談課)石倉課長、(健康推進課)岸本課長、(松江保健所心の健康支援課)高野課長
- ・こども子育て部：桑原こども子育て部次長、(こども家庭支援課)峯課長
- ・教育委員会：(発達・教育相談支援センター)山本所長、(図書館事務局)小林事務局長
- ・松江市社会福祉協議会：(生活支援課)池田課長
- ・松江市障がい者基幹相談支援センター絆：浅津センター長
- ・機能強化事業所：(厚生センター)青山相談支援専門員、(さくらの家)山本相談支援専門員、(よもぎ)曳野相談支援専門員、(わこう)福田相談支援専門員

4 議題

(1) 第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画(最終案)について

- ・パブリックコメント募集におけるご意見等一覧
- ・計画案の主な修正点
- ・計画策定における今後の予定

(2) 各種連携会議、検討チーム会議の状況

(3) その他

- ・手話言語条例策定に向けての進捗状況

5 会議経過

【開会】

○有間課長 皆様、お疲れ様です。障がい者福祉課の有間でございます。本日は、お仕事等でお疲れのところ、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、令和5年度第4回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催いたします。最初に、本日の

会議の出欠状況ですが、奥村副分科会長と石飛委員につきましては、本日連絡が入りまして、急遽欠席でございます。その他の委員の皆様は、全員ご出席ですのでご報告いたします。

【協議事項】

○有間課長 早速、「2. 協議事項」に移りたいと思いますが、本分科会は、運営規程第4条第1項の規定により分科会長が議長となることとなっておりますので、京分科会長に進行をお願いしたく存じます。京分科会長、よろしくお願いいたします。

○京分科会長 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。審議に入ります前に、まず本分科会につきましては、松江市情報公開条例の規定により原則公開となりますが、本日予定されている項目の中で、非公開の基準に当てはまるものがありますか。

○曾田係長 障がい福祉課の曾田と申します。よろしくお願いいたします。本日の会議について、非公開の基準に該当する事項はございません。

○京分科会長 ありがとうございます。それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。まず「(1) 第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画（最終案）について」ということで、次期「障がい福祉計画」の最終案の議題となります。前回の分科会以降、1月にパブリックコメントを募集されたと思いますが、ご意見の内容や市の対応などについてご説明をいただきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

【(1)第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画（最終版）について】

○曾田係長 それでは、資料に沿って説明をいたします。まず最初に、資料1の1ページ目について、資料の差し替えをお願いします。内容は後ほど説明しますが、項番2において文言の修正を行いました。

今回、障がい福祉計画のパブリックコメントについては、1月5日から2月5日の期間に実施し、3人の市民の方から12項目のご意見を頂戴しました。この12項目のうち、パブリックコメントの対象としている障がい福祉計画に関するご意見は4つであり、1ページ目の項番1から4に記載しております。一方、パブリックコメントの対象とはしていない障がい基本計画への意見ということで、ご意見をいただいている部分がありました。せっかくの意見ですので、市の考えを記載することとし、項番5から12までに続けて記載させていただいていますが、パブリックコメントの対象とする計画のご意見ではありませんので、あくまでも参考という形とさせていただきます。今回、説明をするのは1ページ目の項番1から4までであり、項番5以降の説明は省略させていただきますが、パブリックコメントの結果の公表に合わせ、参考ということで公表はしたいと考えております。

それでは、まず項番1から説明させていただきます。項番1は視覚障がいをお持ちの当事者の方からのご意見であり、計画全般に関するご意見をいただいております。ポイントとな

るところに下線を引いておりますが、この方の考えとしては、計画の内容はありがたいが、同じ視覚障がいの方々とのお付き合いの中で、「何事も障がい者の立場からの一方的な要望だけでは平等な社会とは言えない」ということを言われておられます。一方的な意見を出される方もいると言われる中、最後の下線の部分ですが、「障がい者だけでなく弱者といわれる、お年寄りを含めた、平等な社会構築を進めていただきたい」とのご意見を頂戴しております。このご意見に対して、右の網掛けで市の考えや対応を記載しています。市としては、障がい理解の意識や風土づくりに取り組んでいるが、一方で障がいのある人も必要な支援を受けながらできることに取り組む意識も重要であると記載したうえで、両方の考え方が必要だとも含めて、出前講座等で障がい理解についてあわせて伝えていきたいとしています。また、共生社会の実現は、障がいだけではなく、国籍や年代等、様々な視点での取り組みがありますので、障がいだけではなく広い範囲でのともに暮らすまちづくりを行うことを記載しています。最後に、いずれのご意見についても有り難く参考にさせていただく旨を記載し、まとめさせていただいております。

続いて、項目の2番目でございます。こちらは視覚障がいの方からのご意見です。障がい福祉サービスにおける同行援護において、盲ろう者の方とのコミュニケーション技術の一つである、指点字ができる援護者が少ないということと、援護者養成の研修に力を入れていただきたいというご意見を頂戴しております。この点については修正を入れさせていただいておりますが、障がい福祉サービスの同行援護というものが、あくまで原則的な話ですが、制度的に通訳サービスというものが明示されておらず、当初は含まれていないと記載しておりましたが、実態としては盲ろう者の方がこの同行援護を利用する際には、実質的に通訳も行っていることを踏まえれば、含まれていないと言い切ることは誤解を招くと考えまして、回答の文言を修正させていただきました。それを踏まえたうえで、回答の内容としては、基本的には同行援護に従事するには、原則的に同行援護従事者養成研修を受講する必要がありますが、この研修には指点字などの通訳技術は含まれていないという現状がございます。一方で、障がい福祉サービス以外の事業で市と県が合同で行っている、盲ろう者向け通訳・ガイドヘルパー養成講座では、指点字を含む通訳技術を含めて行っておりますので、事業者はこの講座の受講を促してまいりたいと考えます。あわせて記載しておりますが、市と県が共同で実施する盲ろう者通訳・介助員派遣事業という事業がありますが、これは県に利用登録することで、必要な場合に通訳・介助員の派遣を受けることができるので、ご承知おきくださいということで、まとめさせていただいております。

続いて、項番3でございます。こちらについては、障がいのある方の居住の場としてのグループホームのことを言われております。特に、重度障がい者が暮らせるグループホームの不足、また重いてんかんのある人についての受入れ体制の点から、なかなか入居が難しい現状を言われております。そのうえで、計画書の本編になりますが、グループホームの実績の記載について、多様な利用ニーズに応じるため、事業所の定員増、事業所数の増が必要な状況ですという下りがありますが、それに続いて、特に重度障がい者や重いてんかんの人の居住の場の整備が喫緊の課題である旨を課題認識として追記したらどうかというご意見です。このことに対しては、ご意見の通りに重度障がい者や重いてんかん方のグループホーム

にかかる現状は課題と感じており、追記をしたいと思いますが、強度行動障害や医療的ケアが必要な方を受け入れることができる居住の場も課題と認識しているので、医療的ケア、強度行動障がいも加えて、課題である旨の追記をしたいと考えています。

続いて、項目4でございます。こちらは、日常生活用具と補装具の内容になります。この頃の物価高騰による各種用具の値上がりに対し、個人負担額が上がらないようにしてほしいという旨のご意見をいただいています。日常生活用具や補装具については、設定している基準額の1割以内が自己負担となるようにしていますが、基準額を超える部分は自己負担として運用しています。補装具については、この4月に基準額の改定が予定されておりますが、日常生活用具を含め、他市の状況を見ながら適正な基準額の設定について検討したいと考えているということでもまとめております。

2ページ目からの項番5以降については、障がい者基本計画に対するご意見としていただいておりますので説明は割愛しますが、内容としては、主に視覚障がい軸足を置いたご意見として、緊急時や災害時における情報提供のあり方、障がいのある方の防災訓練への参加の推進、障がい理解の推進、また視覚障がい児への教育の場における支援についてご意見をいただいております。それぞれに対しての市の考え方や対応を記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

協議事項の(1)につきましては、資料1から3までありますので、あわせて説明をさせていただきます。続きまして、資料2をご覧ください。先ほどグループホームについて追記する旨の説明をさせていただきましたが、それ以外につきましては、給付の見込みについての変更を記載しております。

○仲田係長 障がい者福祉課の仲田です。資料2、就労選択支援の見込み数の変更について説明させていただきます。就労選択支援については、計画作成段階で対象者となる方についての詳しい内容が示されておりましたので、就労移行支援と就労継続支援A型・B型それぞれの新規利用者の数を見込みの数値としおりましたが、この度、詳しい内容が厚労省より示されましたので修正したものです。示された就労選択支援の対象者については、就労継続支援B型については、新規利用者のうち一度も就労経験がないなどの現行の就労アセスメント対象者と、それ以外の新規利用者については、希望者のみが利用することとなっております。また、新規の就労移行支援についても、希望者のみとなっております。就労継続支援A型を利用される方については、原則すべての新規利用者が該当となりますが、A型については利用開始が令和9年4月から対象とされておりますので、8年度までの本計画の数に含めておりません。これらの内容を考慮し、計画の変更値については、5年度までの新規利用者数・アセスメント利用者数などをもとに算出し、7年度を42名、8年度を84名と変更をさせていただきます。なお、令和7年度については、制度の施行予定が年度途中の10月となることから、半年分の利用者見込み数を記載しております。説明は以上です。

○曾田係長 続きまして、(15)専門性の高い意思疎通を行う者の養成研修事業につきまして、修正の説明をさせていただきます。失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業の見込数の修正に

なります。令和5年度現在においては、14名の方に支援者としての登録をいただいております。令和6年度の時点につきましてはプラス10名の方の養成を想定しておりましたが、予算要求した結果、財政査定の段階で令和6年度の事業としては見送る結果となりました。ただし、事業自体は派遣事業の面でも引き続き実施していく考えであります。改めて令和7年度に10名増とするため、今回のとおり修正したいと思いますので、令和6年度は据え置き14と修正させていただきました。主な修正点は、以上になります。

続きまして、資料3について説明させていただきます。本日、4回目の専門分科会を開催させていただきました。最終案について承認をいただいたうえで、市長決裁によりまして、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定となります。それを踏まえて、ホームページでの公開や関係団体への紙ベースでの配布、また県への提出となります。4月以降は、新しい計画の進捗管理との流れとなります。以上が、資料3の説明になります。

○京分科会長 ありがとうございます。ただ今のご説明について、ご質問等ございますでしょうか、

○勝田委員 松江養護学校の勝田と申します。資料1の3に、重度障がいの方などが安心して暮らせる居住の場の整備とありますが、当校の生徒で来年の4月に施設入所を予定しているんですが、卒業しても松江市内で入所ができる場所が見つからないというところで、保護者の方も心配しておられる現状があります。進路相談の際には先が見えないという不安から、涙ながらの相談会になっている状況でもあるのですが、保護者の方からは、松江市に入所できる場所が無ければ、雲南市や米子市でもいいから本人が安心して過ごせる場所が無いかとの相談があります。学校と保護者と一緒に情報収集しながら卒業後の話をしていますが、来年の4月からは暮らす場所が無い状況も考えられるので、学校としては松江市にも相談しながら一緒に考えていただければと思います。

○京分科会長 ご意見ありがとうございます。先ほどいただいた、障がいのある方が安全、安心な環境で暮らせるという件について、事務局からお願いします。

○仲田係長 松江市でも進路相談会としてあいワークに参加させていただいております。引き続き、そういった問題も兼ねて、ご相談に対応したいと思います。

○京分科会長 ありがとうございます。他にご意見等ございましたらお願いします。

○貝谷委員 島根県精神保健福祉士の貝谷です。2点お聞きしたいことがありまして、1点目は資料1の3ページ目、項目9について、令和5年度に行われた市民アンケート結果の公表や周知

はどのようにされていますでしょうか。2点目は、資料2の失語症者向け意思疎通支援者養成研修について、令和6年度の研修実施等の内容をもう少し詳しく教えていただきたいです。

○京分科会長 資料1、項目9の市民アンケートの公表・周知についての回答をお願いします。

○有間課長 アンケート結果の公表・周知についてですが、昨年11月にホームページにて公開しておりますので、ご覧いただければと思います。

○京分科会長 資料2の失語症者向けの養成研修等について回答をお願いします。

○曾田係長 松江市失語症者支援センターは令和4年12月に開所いたしまして、支援者の外出時における同行の派遣やそのコーディネートをしております。その他の取組みとしては、2ヵ月に1度、松江テルサにて公設サロンという名の当事者や家族を対象とした集いを開催しております。支援者も参加しており、サロンを通じてお互いの相性が合えば、個人の外出同行派遣に繋げるといった取組みをしております。養成した支援者は、年齢を問わず色々な年代の方がいらっしゃいまして、毎回5～6人に参加していただいております。派遣事業といたしましては、現在は成り立っておりますが、ゆくゆくは支援者が高齢化により引退されたり、ご家庭の事情で登録の辞退もあり得ますので、先を見据えて支援者を増員するため今後も養成事業を行うこととしています。一方で財政面においては、松江市全体の予算も厳しい中で、現行の支援者で派遣事業が実施できているのであれば、新たな支援者養成については令和6年度は見送りするとの説明を受けております。ただ、先ほどの説明も踏まえて、令和7年度につきましては支援者の養成に係る予算を要求していかないといけないと思っております。

○京分科会長 ありがとうございます。貝谷委員さん、よろしいでしょうか。

○貝谷委員 ありがとうございます。

○京分科会長 他に、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○加藤委員 松江市相談支援事業所連絡協議会の加藤です。資料1、項目2の同行援護についてですが、松江市ではこの4月からバスの運行時間が改定され、これまで直接目的地に移動でき

ていたものが、一旦松江駅を経由しなければ移動できなくなるという事案が多くあると思っています。そのため、経路の練習をしたり、また同行援護を事業所をお願いしたところ、人手不足を理由に断られる事があります。松江市にも相談した相談支援専門員がいましたが、A型やB型、福祉就労に通っておられる方については、事業所に配慮していただきたいとか、送迎等の支援をしていただければという事を言われましたが、一部の事業所に聞いたところ、実際のところA型、B型では対応が難しいと言われました。支援が必要であるが、現状としては難しい状況があります。なかなかすぐにできること、できないことがあると思いますが、松江市からの支援として、就労事業所への声掛けをしていただけるとありがたいと思います。

○京分科会長 ご意見ありがとうございます。同行援護者について、何か良い方法がありましたらお願いいたします。

○仲田係長 お困りごとがあれば、その都度松江市にご相談をいただけたらと思います。事業所の都合もありますので、できることとできないことがあると思いますが、松江市として調べたり、事業所へ声掛けをしたいと思います。他に何か良い方法があるかもしれませんが、今ここで明確な答えが出てなくて申し訳ありませんが、松江市の方でも努力してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○京分科会長 加藤委員よろしいでしょうか。

○加藤委員 ありがとうございます。

○京分科会長 現場の方々の声は大事ですので、松江市もその声を踏まえた対応をよろしくお願いします。他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

ご質問等ございませんようですので、第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の最終案について、承認を取りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(特に追加の意見なし)

はい、ありがとうございます。それでは、この案で承認といたします。委員の皆様、ご意見等ありがとうございます。また、事務局の方も計画の策定が完了となりましたら、計画についてしっかりと進行していただきますようよろしくお願いします。

続きまして、協議事項(2)の各種連携議会、検討チーム会議の状況について、事務局から説明をお願いします。

○曾田係長 下部会議の実施状況についてご報告します。前回の分科会が12月でございましたので、主にそれ以降の動きをお話ししたいと思います。まず、就労支援検討チーム会議でございます。12月に開催しております、下部会議である就労アセスメントワーキングの活動状況の報告を行うとともに、関係団体からの活動報告をいただいています。相談支援事業所連絡協議会からは、今年度に3回、東京靴、テクノプロジェクト、ツルハ等の障がい者雇用企業の見学をされて、様々なヒアリングを行ったという事のご報告をいただいております。

続いて、その下部会議にあたる就労アセスメントワーキングチームです。この会については、令和7年10月施行予定の就労選択支援を見据えて、多機関連携による就労アセスメントを試行しています。これまで、3ケースのアセスメントを行っています。事務局には、ぶらすさん、桑友さんに加わっていただいております、ワーキングの進行について主体的に関わっていただいております。一方、厚生労働省でもモデルケースの情報収集を行う事業があり、取組状況の情報提供を行い、協力させていただいております。また、2月にはぶらすさんの連絡会でワーキングの取組状況の報告を行いました。今回記載しておりませんが、厚労省の受託事業者さんも来られまして、モデル事業全体の実施状況について報告をいただいております。あわせて、厚労省からは就労選択支援のご担当である佐藤専門官にお越しいただき、就労選択支援の最新情報についてご説明をいただきました。多くの事業所の方に集まっていただき、参考になったと思います。なお、このワーキングの取組で見えてきた課題というのは大小あるとは思いますが、いくつか簡単にお話しします。今回の取組は、あくまで分科会のワーキングとして行っているものですが、実際には就労選択支援を実施する事業所が多機関連携の仕組みを構築しなければいけない。そのことに対して、どのようにフォローしていけるかという事が一つあります。また、数か月をかけて3ケースということで、あくまで試行ですので、少ないケース数ではありますが、実際はある程度のケースを事業所がこなさないといけないという事があります。また、課題ではありませんが、このワーキング自体のあり方も今後どのようにするかという話もあるのではないかと思います。例えば、施行後の就労選択支援事業所をフォローする体制の可能性も含めて、あり方の検討が必要だと思っています。もし補足があれば、後ほど平崎委員に一言いただけたらと思います。

続きまして、相談支援検討チーム会議については2月5日に開催いたしました。議題は完了しておりますが、計画相談支援マニュアルの改訂作業を行っております、相談支援事業所連絡協議会の皆様からも意見をいただいて、3月に一旦改訂作業を終えまして、改訂版を策定するところでございます。なお、この度は報酬改定がありますので、それを見ながら、別途の追加版とマニュアルの改訂を行っていく必要があると思っておりますので、今後も検討が必要と考えております。また、相談支援体制につきまして、一般的な相談の委託になりますが、状況といたしまして令和5年度は18事業所と契約していることを報告いたしました。今後は、事業所の新設も予定されており、来年度は19事業所と契約を結ぶ予定です。その内、専門的な対応等をお願いしております機能強化事業所について

ては、今年度は4事業所と契約をしておりますが、事業所の様々な都合であります、来年度は3事業所と契約予定であります。

続きまして、地域移行・定着・包括ケア連携議会についてですが、こちらは明後日の3月13日に、会場を日中支援型グループホームのこだまとして開催予定であります。当日は、地域生活支援拠点検討チームの進捗状況と、日中サービス支援型グループホームの運営状況報告・評価を予定しております。

続きまして、地域生活支援拠点検討ワーキングチームの取組状況ですが、今年度は4回、地域生活支援拠点の構築についての議論をしております。状況といたしましては、地域生活拠点に関連性がある事業所に対して、拠点への認識やニーズについてアンケートを行っており、その内容を踏まえて、今後の構築の方向性を行っているところです。ワーキングで話し合った結果については、明後日に開催する地域移行・定着・包括ケア連携議会にて報告し、それを踏まえて、次回の分科会で詳しく報告をしたいと考えております。なお、この地域生活支援拠点については、国が示す機能が5つありまして、緊急時をコーディネートする相談機能、緊急時の受け入れ機能、一人暮らしの体験機能、人材確保育成の機能、地域の体制づくりの機能が示されており、地域の実情を踏まえて機能を構築することとされています。市としてどの機能から整備すべきかということで、まずはアンケートを行ったところですが、一番ニーズが高い結果となりましたのは、相談機能、緊急時の受け入れ機能でした。また、そのような機能を1つの事業所が全て受け持つのではなく、地域の事業所で役割分担をした方がよいという意見が多かった状況でございます。ワーキングとしても、相談機能、緊急時の受け入れ機能を優先して整備していく方向で議論をまとめまして、明後日の連携会議で報告する予定ですので、改めてご意見等いただけたらと思います。

続きまして障がい児支援連携会議についてですが、この会議は今年度において未開催でございます。3月に開催する予定で調整しておりましたが、皆さんの日程を調整し切ることができなかつたため、令和6年度の初旬に開催出来るよう、別途調整をし直したいと思っております。議題としましては、今一度、連携会議の概要や障がい児支援の近況を障がい者福祉課の方で整理したうえで、改めて皆様との意見交換から始めていければと考えております。なお、ページの下部に記載しております内容は、今年度の研修で取組んだ内容になります。以上が、各種連携会議、検討チーム会議の状況報告になります。

○京分科会長 ご説明ありがとうございました。施行後の就労選択支援事業所をフォローする体制の可能性も含めて、あり方の補足ということで、平崎委員から説明をお願いします。

○平崎委員 松江障害者就業・生活支援センターぶらすの平崎です。就労選択支援についてですが、障がいがある方の就労、働きたいという考え方が変換する制度となる見込みであります。就労選択支援のキーワードは、学官連携、支援者と本人との共同作業と言われております。これまで働きたい方のアセスメントというのは、一般就労か福祉就労なのかをはっきり決めてしまうアセスメントが主流であり、限られた支援者の見立てで就労形態が決まってしまう傾

向にありました。今後は、支援者のみの価値観での見立てではなく、本人と支援者との共同で導き出す、ご本人にとって働くための環境が整っているのか、ご本人が持つ強みを活かせるのか等をアセスメントで引き出すようになってきます。とても大きな価値観の変換でもありますし、またアセスメントの結果は福祉、教育、就労等の支援者で内容を作成しますが、一番大きく変わるのが、この作られたアセスメントをハローワークにも共有して、この方が働くために必要な環境を共同で探し出すこととなります。就労選択支援の施行は来年の10月になりますが、施行をきっかけに松江市で働きたいと思える、支援者と共同で見つけ出せるシステムの構築が出来るといいなと思います。

○京分科会長 ありがとうございます。理解が深まると良いですが、色々なハードルがあるなという事を、お話を聞きしながら思いました。それでは、(2) 各種連携会議、検討チーム会議の状況につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○小田川委員 ハローワークの小田川です。先ほど、就労選択支援の関係で平崎委員がされた説明について、補足と状況報告をしたいと思います。令和7年10月から就労選択支援が始まりますが、まず就労されるに当たっては、ご本人のニーズを把握することと、本人の能力を客観的に判断することが大事だと思います。通勤環境の問題や職場定着に向けた支援として、今年4月から精神保健や発達障がい関係についてのトータルサポーターという役職のスタッフをハローワークに配置します。就労選択支援のサービスが充実する事によって、配置したスタッフも職場定着に向け、本人の気持ちに寄り添って、ニーズを汲み上げることができると思います。就労選択支援については、まだ分からない事もありますが、研修会への参加や職場での情報共有によって、知識も向上させていきたいと思っています。

○京分科会長 ありがとうございます。この場でも色々報告していただく中で、様々な問題に対する解決策を見つけることができればと思います。事務局から、先ほどの補足等について何かございますでしょうか。

○曾田係長 就労選択支援について、先日、厚生労働省の担当者の方からいただいた最新情報によりますと、まだまだ分からない所がありますが、松江市は全国に先駆けて就労アセスメントワーキングをぷらすさんに協力いただきながら進めており、その情報や試行的に取り組んでいることは、全国でも一番先頭を走っているぐらいの所かなと思っています。少し抽象的な事かもしれませんが、そのアドバンテージは今後しっかり生かしていきたいと思っています。完全ではないかもしれませんが、この試行を通してノウハウを積んでいければと思いますの

で、ワーキングに限らず地域事業者とも情報を共有しながら、円滑な制度移行に繋げていければと思います。

○京分科会長 ありがとうございます。引き続きよろしく願いいたします。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

ないようですので、各チーム会議については、引き続き取組んでいただきますようお願いいたします。

○曾田係長 先ほどご紹介した下部会議がいくつかございましたが、各下部会議については障がい者福祉課の担当者を割り当てましたので、この場をお借りして紹介したいと思います。

○三井副主任 相談支援検討チーム会議を担当します三井と申します。

○土井副主任行政専門員 就労支援検討チーム会議を担当します土井と申します。

○柳浦副主任 障がい児支援連携会議を担当します柳浦と申します。

○曾田係長 担当を割り当てましたが、障がい者福祉課一同、課長も含めて一緒に進めていきますので、よろしくお願いいたします。

○京分科会長 ありがとうございます。次第に戻りたいと思います。それでは、(3)のその他ですが、手話言語条例策定について説明をお願いします。

○曾田係長 その他ということで失礼いたします。手話言語条例について、当事者団体の皆さんからの制定のご要望、また全国の制定状況などを踏まえ、本市でも制定に向けて令和5年度から検討作業を開始しております。今年度の第1回の専門分科会にて一言報告していますが、進捗状況を報告させていただきたいと思います。担当の三井より報告いたします。

○三井副主任 障がい者福祉課の三井と申します。私から、松江市手話言語条例の制定について、進捗状況を報告させていただきます。資料5をご覧ください。

まず、項目1の手話言語条例とは、についてお話しいたします。手話言語条例の一般論といたしましては、手話は音声による言語とは異なる独自の文法を持つ言語であると条文に明記し、その認識の下で、手話への理解と普及に関する基本理念を定めて、市や市民、事業者の役割などを明らかにするとともに、手話の理解や普及に資する施策を推進するための、基本的な事項を定める条例となっております。制定する目的は、ろう者や難聴者など、手話

を必要とされる方の意思疎通を行う権利を尊重し、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与すること、としております。全国の制定状況としては、市区町村の約3割が制定済みであり、県内では出雲市と益田市の2市が制定済みとなっております。

次に、項目2の本市における検討の状況です。本年度から条例の検討作業に取り掛かっておりまして、当事者の団体であり、条例の制定を要望されている松江市聴覚障害者協会さんとの意見交換会を今年度に5回行いました。主な内容としては、条例の素案作成に向けた条文の内容や、条例を制定した後に実施する施策案についての意見交換を行いました。条文と施策案ともに、その内容や方向性については、市と松江市聴覚障害者協会の認識を統一することができまして、条文の素案は概ねできている状況です。本日は、項目3のとおり条例素案の構成をご提示します。素案は、前文と9条からなる条文で構成しており、制定済みである他自治体の状況なども参考にしております。具体的な内容については、市の法制部門の確認なども経て、来年度第1回の分科会には皆様へお示ししたいと考えております。

最後に、項目4の今後予定するスケジュールについてです。これまで意見交換を行ってきた松江市聴覚障害者協会とは、引き続き条例の制定に向けた協議を随時行います。令和6年8月から9月頃には、条例の内容を広く市民の皆様にお示ししてご意見を募るために、パブリックコメントを実施する予定です。なお、パブリックコメントを実施する前には、本分科会及び松江市障がい者差別解消推進委員会にて条例の案を提示し、ご意見を伺いたいと思っております。その後、令和6年11月議会での条例案の提出を予定しております。なお、条例を制定した後は、手話に対する理解や手話の普及を推進するための新たな施策に取り組むことといたします。説明は以上です。

○京分科会長 ありがとうございます。松江市手話言語条例につきまして、皆様からご意見、ご質問はございますでしょうか。

ないようですので、引き続き策定に向けて作業に取り組んでいただきますようお願いいたします。その他、皆様から何かございますでしょうか。折角の機会ですので、皆様からの情報提供や各団体から出ているご意見等などもあればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○貝谷委員 質問になりますが、資料4のとおり各下部会議があり、今回新たに策定する計画では、今後の方向性について検討しますといった記載がいくつかありますが、これを踏まえて会議体を増やしたり、構成し直すといった事は現段階で考えておられますでしょうか。

○曾田係長 現在構成している分科会の下に位置づけられる会議について、新たな設置や変更は現時点では考えておりませんが、新しいテーマや協議案件が出てきましたら、随時、臨機応変に対応したいと思います。例えば、今回お話ししました就労アセスメントワーキングチームや地域生活支援拠点検討ワーキングチームについても、臨機応変に設置をして、チームと

しての体制を持って取り組んでおりますので、これらのように、計画期間内においても柔軟に対応したいと考えております。

○京分科会長 ありがとうございます。なお、貝谷委員の中で、このようなテーマが欲しいとか、会議体があったら良いとかありますでしょうか。

○貝谷委員 今のところは、特に具体的な案はありません。

○京分科会長 ありがとうございます。下部会議で必要となるテーマ等がありましたら、柔軟な対応をお願いします。他に、皆様から何かございますでしょうか。

○長澤委員 先日、避難行動要支援者事業について調査をしていただきましたが、その調査結果やサポートの現状を教えてくださいませんか。

○京分科会長 資料に記載がある内容ですか。

○長澤委員 今回の会議資料にはない内容です。

○岸本次長 健康福祉総務課の岸本でございます。避難行動要支援者につきましては、地域にお住まいで介護度が一定以上ある方や、手帳をお持ちの方で、自力で避難が難しい方を名簿化するよう、令和3年5月に改正された災害対策基本法で努力義務が課されました。各自治体では元から取り組みは進めておりましたが、改正法をきっかけとして、本市も含め各自治体で名簿の精度を上げていく流れになりました。令和4年度には、従来使っていたシステムにおいて、ゼンリンの地図データが入ったシステムへ更新いたしました。また、今まで蓄積していた名簿のデータが古くなっておりましたので、一斉更新について全ての該当者にご案内をしました。毎年、年齢を重ねて該当者になられた方や、新たに手帳を交付された方もいらっしゃいますので、年次更新をしています。年次更新は、毎年3,000世帯強ほどあるかと思えます。今、手元に正確な数字のある資料を持ち合わせておりませんが、令和4年度はおよそ2万数千世帯にご案内を出させていただき、お返事のない方、例えば自力避難が可能かどうかの回答がない方や、名簿情報を地域の見守り活動に使用してもよいかの同意、不同意の確認ができない方が約9,000弱世帯ありました。この方たちについては、今年度のところで改めてご案内をさせていただきました。その内、障がいをお持ちの方がどれくらいいるかという事の集計はできておりませんが、先月末で一旦締め切りしました回答数については、

およそ 5 割弱の方からいただいたかと思います。郵送で再度のご案内や返信を求めるのは予算も掛かりますし、システムに入力する手間もありますので、あまり頻繁にはでき兼ねますが、前回調査した一斉更新について、返信がなかった方への対応についてはこれで一区切り付けたいと思ひまして、今後は年次更新で対応させていただきたいと思ひます。これから先については、地域の見守り活動されている組織の方に必要に応じて、市と個人情報の協定を結んでいただけたら情報提供をする形とさせていただいております。また、今後は障がいをお持ちであり、お一人で避難が難しい方については、個別避難計画ということで、最寄りの避難所への避難方法を具体的に考えながら、どなたの支援が得られるのかといった事や、近隣でお手伝いできる方がいないか等、事業所の方たちとも話をしながら支援者の名簿化を進めていきたいと思ひております。

○京分科会長 ありがとうございます。長澤委員いかがでしょうか。

○長澤委員 個別避難計画を実施する中で、先般、民生委員の会でも同じ話が出ておりましたが、今後の方向性や流れを知りたいです。

○岸本次長 具体的な計画や進め方についてはまだお話ができておりませんが、今年度のところで少し進めさせていただいた事として、避難行動要支援者の内、特に急傾斜地やがけ崩れの危険等があるいわゆるイエローゾーンやレッドゾーンのエリアにお住まいの方を先行しての取組をさせていただいております。具体的には、民生児童委員協議会の皆様にご協力をいただきながら、その方が避難する際に来ていただける支援者の有無等を確認し、名簿化してきました。およそ 300 件弱の調査を実施し、90 数パーセントは支援者を名簿化することができました。今後につきましては、災害発生時のリスクが高い方から少しずつ着手していく考えでありまして、次に在宅で重度の障がいのある方等を対象に、ケアマネジャーさんや相談支援専門員さん達と少しお話をさせていただきながら、こういった形で進めていくのがスムーズに支援できるか等を検討し、具体的に確認を進めていきたいと思ひます。

○京分科会長 ありがとうございます。長澤委員さんよろしいでしょうか。

○長澤委員 資料 1 の中に、災害時の避難関係について記載があったので質問させていただきました。皆さんが関係する施設等で、避難に関しての支援や取組等、何かありませんか。

○京分科会長 防災関係で支援や取組等、何かありますでしょうか。

○森脇委員 松江地域介護支援専門員協会で、高齢の方の居宅介護のケアマネジャーをしています森脇と申します。障がい分野である本分科会の内容については、介護保険や高齢者とリンクしながら聞かせていただいています。全体的な今日の感想としては、長澤委員が話しておられたところで、資料1の2ページ目以降の災害であったり感染であったり、緊急時について皆さん特に心配されているのだなと感じました。これは高齢者も一緒であり、それに合わせて、資料4の地域生活支援拠点検討ワーキングチームのところで体制整備や相談機能もリンクするかなと思っています。それに向けては、最初の方にグループホームが足りていないといった話がありましたが、緊急時の前にそもそものお住まいの場所があるか、生活できる環境があるかというところがとても大事ですので、まずは平時に安心して生活できる場の確保があって、緊急時にも相談できるという環境ができたらいいなと思って聞いておりました。

○京分科会長 ありがとうございます。市と各事業所が連携して、緊急時の対応についての情報整備や協力体制をつくっていく事をお願いしたいと思います。

○長澤委員 私は現在公民館で勤務しており、毎月開催される公民館長会の中に、安心・安全部会という会があります。主に地域の防災等について話していますが、その会でもこういった情報提供や提案等をしていきたいと思っています。

○京分科会長 防災については様々な分野で考えていかないといけないと思いますし、障がいがあるなしに関係なく、全ての人を巻き込んだ計画や情報発信をしていただきたいと思います。他に何かございますでしょうか。

○毛利委員 島根県知的障害者福祉協会の毛利でございます。今回策定いただいた計画に関連して、事業者の立場からの意見や参考情報、また思いを発言させていただきます。皆さんご存じのとおり、間もなく障がい福祉サービスについては報酬改定が行われます。これについて、事業者として各方面から情報を取り続けていて、また先週は福祉協会の部会のため東京へ出張した際に国からの説明も直接聞いてきまして、どういった思いでこの報酬改定がなされるかという点は理解をしておりますが、現実的な数字の問題として、多くの事業者、特に施設入所等支援をしている事業者については、経営状態が非常に厳しくなると思います。上手にやればよいという問題だけではなく、単純に基本報酬が大きく下がってしまいます。定員にもよりますが、シンプルに今のままで報酬を計算していけば、一施設当たりで年間数百万

の減が出ると思います。先ほどの防災の話もとても大切な事であり、それに向かわないといけなと思います。今年4月1日までにBCPの作成もしなければいけないなど色々な対応に迫られている中で、事業者にとっては非常に経営状態が苦しくなる方向にあると思います。一方では、何と言いますか今までは評価をされていなかった、外のところで提供するサービスの部分、特に社会福祉法人が行ってきている部分について、一定評価される部分が出てきたという印象も持っています。今後、経営の視点でこれらをどのように取り入れてしていくのか、経営の手腕が問われるような厳しい状況に立たされている事を知っていただきたいと思います。そういった中で、現実問題としては勝田委員もおっしゃった進路の問題でご家庭が困窮している状況や、年金が出るまで施設の利用料の支払いができないという状況もたくさんございます。その場合、年金が支給されるまで支払いを待つことを、施設の運営者側の判断でサービスとして行っているという実情もあります。事業者の安定的な経営の視点については、もちろん税金が支払われるという面がありますので監査も必要かと思いますが、様々な工夫や努力をしているという点を評価する目を持っていただければと思います。事業者団体の代表として、発信させていただきます。また、人員配置についてはどこの施設も喫緊の課題であり、本当に人手不足で苦勞しています。当然に事業所の努力も求められていますが、グループホームを増やす等の方策が出ている中、全体的な視点で協力して取り組まないといけなとは思いますが、事業者が置かれている立場としては、経営の観点から見て非常に厳しい状況にあるというのを知っていただきたいと思ひますし、運営の面でのご支援、ご協力をお願いしたいと思ひています。質問等でなく、意見として述べさせていただきます。

○京分科会長 貴重なご意見ありがとうございました。安定的な経営なくして、質の高いサービスを提供することは難しいなと思ひます。また、人員が不足している話は行く先々で聞こえますので、私たちがその声にどう向き合うのか、真剣に考えなければいけないと思ひます。

他にありますでしょうか。

○武田委員 特定非営利活動法人松江市手をつなぐ育成会の武田です。育成会においても、親の高齢化が進んでおります。グループホームに入れたらいいな、一人暮らしが出来たらいいな、夢を持って働けたらいいな等、たくさん夢を持って子育てをしてきました。しかしながら、現実ではんかんがあると施設に入れな、夜間対応のグループホームの数が少ない等の現状に、将来を悲観する話が出ています。また、親亡き後にどう暮らしていくのか等親は不安な声があがっています。一方では、市内での相談機関ができたことによって、子育て時代には無かった安心感もあります。将来、松江市で夢が持てるような政策を行っていただけることを願う

ばかりです。一つ提案がありまして、障がいのある方の人権を考えたときに、重要なものとして選挙の問題があります。今後、障がいのある方にも立候補者の政策が分かるように、また障がい者の意見も汲んでいただき、選挙が身近なものになるようにするため、立候補者の演説や説明を知的障がい者に分かりやすいものにしていただきたいと思います。

最後に、この度の計画書について、66 ページ以降で言葉が繋がらない部分がありますので、文章の「てにをは」を修正していただきたいと思います。

○京分科会長 ご意見ありがとうございます。当事者や家族の皆さん、事業者や地域の方を巻き込んで考えていけないといけない問題だと感じました。また、計画書については、事務局にて「てにをは」等の文章の微調整をお願いできますか。

○曾田係長 計画書の内容については、今一度、確認をさせていただきます。修正の内容については、事務局にお任せいただければと思います。

○京分科会長 他にご意見等ないようですので、これにて審議を終えたいと思います。皆様、貴重なご意見をありがとうございました。議事が終了しましたので、進行を事務局へ戻します。

○有間課長 本日は長時間にわたりご審議をいただき、また、様々なご意見をいただきありがとうございます。京分科会長には、円滑な議事進行をしていただき、誠にありがとうございました。最後に、部長からご挨拶申し上げます。

○松原部長 健康福祉部長の松原でございます。本日は、年度末のお忙しいところ、また夜間の遅い時間にも関わらず、本分科会にご出席をいただきありがとうございます。先ほどご審議いただきました、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について、最終案をお示しし、ご承認をいただいたところでございます。本年度は、例年より少し多い、合計4回の分科会開催ということで、様々な内容について審議にご協力いただきまして、改めて感謝を申し上げます。なお、今後につきましては、先ほども色々な話が出ておりましたけれども、大きな視点から見ますと、少子高齢化が進展していく中で、これまで当たり前に行っていたことが今後困難になっていく事、また、AI等が発達していく中で、これまで共有できていた価値観が、今後は少し共有が難しくなってくる事もあると感じており、様々な課題や困難が出てくると思います。そのような課題に向かっているといけません、まずは、本日策定いたしました計画につきまして、記載した内容について、向こう3年間に渡ってしっかりと進めていきたい考えでありますし、その際には本日お集まりの委員の皆様を始め、当事者の皆様と我々行政が一緒になって進めていかなければいけないと考えております。今後も引続き、この計画の進展、そして松江市の障がい者福祉の推進につきまして皆様方のご協力をお願い申し上げたいと思います。

簡単ではございますが、以上を持ちまして、閉会のあいさつとさせていただきます。皆様、本日はどうもありがとうございました。

○有間課長 次回の会議は、令和6年度の7月頃に開催を予定しており、令和5年度の実施状況の報告等をさせていただきたいと考えています。開催については、また別途ご案内させていただきます。

それでは以上をもちまして、令和5年度第4回松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を終了します。本日は、ありがとうございました。

(以上)